

インターネットでの人権侵害ってなんだろう？

「インターネットと人権」に関する基本的な情報や区内での取組みを紹介します。

インターネットにおける人権侵害の特徴

ケース1 匿名での情報発信が可能のため、加害者になりやすい



インターネット上では、自分の名前や素性を隠したまま書き込みなどを行うことができます。そのため、軽い気持ちで誹謗・中傷や悪口を書き込んでしまうことがあります。

ケース3

一度被害にあうと回復が困難



原因となった電子掲示板の書き込みなどを削除しても、他の電子掲示板やホームページにコピーされて公開されている場合があり、これらを完全に消し去ることは困難です。

ケース2

被害が急速に拡大する



インターネット上の情報は、コピーして他の電子掲示板に投稿したり、リンクによって他のホームページ等から誘導することが簡単にできることから、情報を目にする人が爆発的に増加し、被害が急速に広がってしまうことがあります。

インターネットは、適切に使えば便利なツールですが、使い方を誤ると、自分や誰かを傷つける凶器になる場合もあります。インターネットにおけるルールやモラルへの理解を深め、適切に利用することが大切です。特に、子どものインターネット利用については大人も一緒に考える必要があります。

こどもたちへの啓発・取組みについて



住之江区内のこどもたちはインターネット利用、特にスマートフォンはどう使っているんだろう。

住之江区内の小・中学校に聞いてみました！



▲住吉川小学校 福岡校長

▲宮本人権啓発推進員

- 児童生徒の携帯電話(スマートフォン)の学校への持込みは原則禁止。
- 緊急の連絡手段とせざるを得ない場合等において例外的に持込みを認める。
- 学校外で、SNSトラブルがある。
- 携帯電話(スマートフォン)の利用における家庭内ルールを決めてもらうようお願いしている。

大阪市でもこんな取組みをしています！



▲令和6年度「大阪市スマホサミット」の様子

大阪市では、児童生徒自身による「安全・安心な教育環境の実現」を目指すために「大阪市スマホサミット」を開催しています。5回目となる令和6年度は、11月2日(土)に西成区民センターで実施されました。協議・意見交流を行い、「スマホ依存」の問題を自分事として受け止め、スマートフォン等の節度ある適切な使用について、児童生徒が見つめ直すことができる機会となりました。

インターネットの利用にあたっての配慮

インターネットを利用したコミュニケーションには、お互いの人権を尊重する一人ひとりのモラルが重要であり、情報発信をする際には、人権を侵害しないために次のようなことに気をつけましょう。

相手の立場に立って表現すること

差別的な発言や他人への誹謗・中傷は書き込まない

うそや不確かなことは書き込まない

個人情報は書き込まない

インターネット上の誹謗・中傷などにお悩みの方、差別書き込み等を発見した場合

大阪市人権啓発・相談センター(☎06-6532-7830)まで連絡をお願いします。